

## 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物ワーキンググループ（第14回）-議事要旨

日時：平成26年12月16日（火曜日）8時30分～10時30分

場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

### 出席者

#### 廃棄物ワーキンググループ委員

増田委員長、新野委員、崎田委員、寿楽委員、高橋委員（※「高」は、はしごだか）、辰巳委員、徳永委員（※「徳」は、「心」の上に「一」が入る）、朽山委員、伴委員、山崎委員

#### 経済産業省

高橋資源エネルギー庁次長、多田電力・ガス事業部長、土井大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）、吉野大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）、畠山原子力政策課長、小林放射性廃棄物等対策室長

#### オブザーバー

近藤原子力発電環境整備機構理事長、西塔原子力発電環境整備機構専務理事、廣江電気事業連合会副会長・最終処分推進本部長

### 議題

1. 地域における合意形成に向けた仕組みの整備について

### 議事要旨

事務局（小林放射性廃棄物等対策室長）から、資料1について説明。

西塔原子力発電環境整備機構専務理事から、資料2について説明。

崎田委員から、資料3について説明。

#### 委員からの御意見

NUMOが提案した文献調査段階における地域とのコミュニケーションの充実を目的とした評価の追加実施は、良い提案だと思う。

例えばフィンランドやスウェーデンでは、環境影響評価が制度上義務付けられている。今回の提案は制度化や結果の評価という観点でどのように考えているのか。

#### 委員からの御意見

環境影響評価を取り入れた手続きを考えているというのは、かなり積極的な内容であり、賛同したいと思う。ただし、環境影響評価と言った場合には、取組内容について誤解を招く可能性もあるので注意が必要。環境影響評価法の仕組みそのものを適用することは難しいと思う。

制度化は重要。最低でも閣議決定等の手当が必要ではないか。

対話の場づくりに対して、スウェーデンやフランスでは財政支援を行っているとのことだが、予算はどこから出ているのか。

#### 委員からの御意見

前回の中間とりまとめの趣旨は、NUMOと地域の間やりとりに留まらず、地域の皆さんが、ご自身で議論され、主体的に判断されるというところが要点であったと認識。

いずれにせよ、処分事業を進めていく上では関係主体の信頼性やプロセスへの支持を得ることが重要。そのためにも、制度的な裏付け・位置付けをはっきりさせることが必要。

#### 委員からの御意見

現行の環境影響評価法には高レベル放射性廃棄物は位置付けられていない。100年にも及ぶ事業であるので、環境に与える影響をしっかりと評価すべき。

科学的有望地の提示から文献調査の申入れまでの間に、国は、単に情報提供をするのではなく、しっかりと対話できる場を作ることが重要。

現状、国・NUMOともに信頼されていない。地元が反対の場合には次に進まないという点に対し、中立的な機関がチェックしていく必要があると思う。

#### 委員からの御意見

社会的に自分事として捉えられていないことが問題ではないか。現状、安全性ばかりが強調され、議論の土台となる必要性の議論がなされていない。

最終処分をしないとういった危険が起きるといった議論や、エネルギー問題に直結するということ自分事として共有すれば、議論が進んでいくのではないか。そのためにも、最終処分が何故必要なのか、国がしっかり説明する必要がある。

#### 原子力発電環境整備機構 近藤理事長から、各委員の質問に対して説明

現在法定されている環境影響評価をそのまま文献調査に取り入れることを提案しているわけではない。地域とのコミュニケーションを取る手がかりとして、NUMOとして経済・社会への影響を調査することへの制度的な裏付けがあれば良いと思い提案した。

信頼を醸成していくためにも、客観的・中立的な機関にしっかり評価していただくことも大事。

#### 崎田委員から、各委員の質問に対して説明

対話の場づくりに関する財政支援については、スウェーデン、フランスともに関係の実施主体や国から予算が出ている。日本においても、同様の支援措置が必要。

#### 委員からの御意見

コミュニケーション活動は継続性が重要であり、時間がかかるもの。そのため、制度的な担保により活動の安定性を図ることが必要。

高レベル放射性廃棄物の問題に限らずエネルギー政策の全体像を国民に認識いただくことが、議論の入口として重要。

セカンドオピニオンについて資料で紹介されたが、私自身、これは必要なものと感じた。また、「第三者評価」という言葉が出てくるが、委員によって使い方の認識が異なっている。もっと深掘りした議論が必要。

#### 委員からの御意見

責任の主体の問題だが、廃棄物の排出者に絶対的な責任があると思っている。電気事業者はNUMOに任せるという発想を捨て、事業者自身も責任を持ち、NUMOと一体となって信頼性を高める努力を見せないといけない。

NUMOや電気事業者が、如何に最後まで責任を持つか、きちんと国民に説明していただきたい。その際、国が責任をもって説明をするのではなく、国はNUMOや電気事業者が説明するものをサポートするという形で対応いただきたい。

#### 委員からの御意見

文献調査開始後の新たな手続きとして地域の人たちと話をしていくとの提案は良い方向だと思う。

一方、文献調査開始前に何をすることも重要。重要な情報が適切な形で提供されなければならない。放射性廃棄物の処分は危険であるというイメージが社会に広がっている。この30~40年の間、放射性廃棄物の処分についてどういう議論がされ、なぜ地層処分が技術的に最良の方法とされているのか、丁寧な説明が必要。

#### 委員からの御意見

仕組みを変えたというだけでなく、問題の全体像と熱意を伝えていく工夫が必要。

#### 原子力発電環境整備機構 近藤理事長から、各委員の質問に対して説明

ヨーロッパでは環境影響評価があることで、プロセスの早い段階からコミュニケーションが始まっている。文献調査開始前の取組を充実させたいという意味から、文献調査期間中の取組の提案をした。

地層処分技術に関するこれまでの知見の蓄積について、継続的にコミュニケーションをとっていく。

#### 電気事業連合会 廣江副会長から、各委員の質問に対して説明

私どもは廃棄物の発生者としての基本的な責任主体であり、責任主体であるがゆえに実施主体NUMOの設立者でもあるということ十分に自覚している。したがって、この問題は、自分たちの問題としてNUMOとともに積極的に取り組んでいく必要があると考えている。

現在、NUMO職員の6割以上は電力会社からの出向者であるが、単に出向者を出しておしまいというだけでなく、ほぼ毎月、各電力会社の社長が集まり、この問題の議論を進めている。引き続き、自分たちの問題として積極的に取り組んでまいりたい。

#### 委員からの御意見

処分事業が前に進まないのは、必要性の認識の問題というより、実施主体やプロセスに対する信頼の問題ではないか。また、先ほどもお伺いしたが、地域が主体となり議論を行うという点について、NUMOとしての考えを伺いたい。

文献調査の前の段階における地域の合意形成の場については、政府の責任で整備する必要があるのではないか。

国への期待については、NUMOはこれまでの現場経験を踏まえ、より具体的な意見を示し、国は制度設計の参考とすべき。

#### 原子力発電環境整備機構 近藤理事長から、各委員の質問に対して説明

国への期待として風評被害対策と明記したが、風評被害は文献調査の段階から生じうる。この対策については、起こってから考えるのではなく、予め考えておくことが大事。例えば、基金を積み、風評被害が起きた際、速やかに対処する等の制度を予め用意した方が良いかと思っている。

議論の場は、私自身、地域社会の皆さんが意見交換する場と捉えている。意思決定プロセスにおいて、多様な声を反映させる仕組みを考える上で、こういった場を作ることが大事。

その際、NUMOはその場を仕切るのではなく、あくまでも情報提供者という形での参加に徹すべきと考えている。

#### 委員からの御意見

風評被害が起らないためにどうするかというところをもう少し考えていただきたい。

#### 事務局

それぞれの役割については、実施主体であるNUMOに一義的な責任があり、電気事業者がそれを支える関係にある。高レベル放射性廃棄物問題のエネルギー政策上の位置付けや政策の全体像についての説明は、国が対応。

科学的有望地の提示と申入れは、法定プロセスをもう一つ追加するというところではない。実施主体が自身の責任を果たしやすいような環境を作っていくことが狙い。


制度化という話がキーワードとして出たが、次回以降、基本方針の改定についても議論する中で、具体化させていただきたい。

以上

文責：事務局（資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課）

## 関連リンク

[総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物ワーキンググループの開催状況](#)

[動画1（YouTubeへリンクします。）](#) 

[動画2（YouTubeへリンクします。）](#) 

## お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

---

最終更新日：2015年1月7日